

英国・仏国における上場
株式等に係る相続税の財
産評価制度の調査

2016年9月30日

PwC 税理士法人

目次

1. 調査の目的	2
2. 調査結果の概要	2
2.1 英国における制度概要	2
a. 相続財産の原則的評価方法	2
i. 上場株式等の評価.....	2
ii. 未上場株の評価.....	2
b. 相続財産の評価軽減に関する特例	3
i. 死亡日以降に売却された資産の売却損に関する控除.....	3
ii. 事業用資産に関する評価の軽減.....	3
iii. 一体化資産の評価の軽減.....	3
2.2 仏国における制度概要	4
a. 相続財産の原則的評価方法	4
i. 上場株式等の評価.....	4
ii. 未上場株の評価.....	4
b. 相続財産の評価に関する特例	4
i. 中小企業の株価、および保有資産の評価に関する特例.....	4
ii. 支払方法に関する配慮.....	5
2.3 その他の国における概況	5
3. 調査報告書の和訳	5
a. 英国調査報告書	5
b. 仏国調査報告書	10

本書は金融庁委託事業「英国・仏国における上場株式等に係る相続税の財産評価制度の調査」に係るレポートであり、2016年8月末現在における知見に基づいて作成されたものであることにご留意願いたい。

英国・仏国における上場株式等に係る相続税の財産評価制度の調査

1. 調査の目的

我が国では、相続財産を相続の日（死亡日）の時価により評価することとし、上場株式等については、相続の日の取引所終値を時価とすることとされている。しかしながら、上場株式は、土地や建物等の他の相続財産に比べ、価格変動リスクが高いことに加え、相続時から遺産分割協議等を経るまでの一定期間、譲渡できないことが多いにもかかわらず、その間の価格変動リスクが考慮されていないといった問題がある。よって、英国・仏国における上場株式等に係る相続税の財産評価制度を調査し、今後の我が国の望ましい税制のあり方を検討するもの。

2. 調査結果の概要

2.1 英国における制度概要

英国における相続財産の課税標準は、死亡日の市場価格を原則としながら、資産の種類別に評価の特例が設けられている。

法定申告期限は、死亡日もしくは遺言執行人が業務開始してからから **12** か月であるが、遺言執行人が業務を開始してから **3** か月後までの期限延長も認められる。相続税の納付については現金一括払いが原則であり、分納や物納については一定の条件を満たす場合にのみ認められる。

相続税の申告納税が完了するまで遺言執行人に **Probate** 権限が与えられないため、一般に、まずは死亡日における相続財産の仮評価に基づく相続税を仮納付 (**Estimated payment**) したうえで、財産評価の確定、売却等による納税資金確保、分割・移転を行うことになる。その際に、死亡日以降の財産価格の変動による不利益が軽減されるよう、資産の種類別に評価の特例が適用される場合が多い。

a. 相続財産の原則的評価方法

i. 上場株式等の評価

公開取引市場等で取引される上場株式等については死亡日の株価が課税標準とされる。死亡日の株価として **Quarter up** 方式（買値と売値の値幅の **1/4** 相当額を下限額に足した額を評価額とする）と、**Midway** 方式（値幅の中間値を評価額とする）が設けられており、納税者に有利な方法での評価を採用することができる。

死亡日当日に取引相場がない場合は、前営業日もしくは翌営業日の相場から有利な一方を採用することができる。権利落ちや配当期待権を反映させるための調整も個別に行う必要がある。また、**1** 千万ポンドを超える大量保有株式に関しては、歳入税関庁の株価評価専門部門への照会を要することとされている。

原則として実際の株価変動によるリスクは納税者側（相続人というよりは遺言執行人）の負担すべきものとされている。一方で、いったん **Probate** 権限が与えられれば、遺言執行人は未分割の財産についても売却・換金等を任意に行うことができるため、急な価格変動等の可能性をふまえ、売却タイミング等の判断をすることができる。そのため、仮評価に基づく相続税の仮納付は可及的速やかに行われる場合が多く、法定申告期限について問題になることは稀である。

ii. 未上場株の評価

死亡日の市場価格は、売買気配値に基づくことを原則とするが、実際には歳入税関庁の株価評価専門部門との折衝により純資産価額や配当還元価額、内部留保金額等の要素を反映させ、個別に算出する必要がある。また、専門家の支援の下で長期にわたる精査を要する場合が多い。また、被相続人の持分割合や保有期間も株価算出の要素とされる。

b. 相続財産の評価軽減に関する特例

相続財産の評価については、相続発生時の市場価格を原則としながらも、納税者に不利な結果となる場合に配慮し、いくつかの特例が設けられている。以下、相続発生後に売却された資産の売却損に関する控除、事業用資産に関する評価の軽減、および一体評価される資産の評価の軽減について説明する。

i. 死亡日以降に売却された資産の売却損に関する控除

上場株式等を死亡日以降 12 か月以内に売却して譲渡損となった場合、相続人もしくは遺言執行人は、その損失額を相続税の課税標準となった評価額から控除することを要求する権利が与えられている。手続的には、いったん死亡日の評価額により申告した相続税について、減額を要求し、還付を得ることが一般的である。この権利を行使する場合は、相続財産中の上場株式等で 12 か月以内に売却されたすべての銘柄について行使する必要がある。つまり、売却損のあった銘柄についてのみ権利を行使することは認められず、全ての銘柄の譲渡損と譲渡益を通算したうえでの最終損失額のみが控除される。遺言執行人の判断により、譲渡損となることが見込まれる銘柄についてのみ、一部または全部譲渡することは可能である。

英国においては相続財産の取得価格は相続時の市場価格に置換えられ、被相続人の取得価格は引継がれない。したがって、当権利の行使があった場合には相続時の評価額を取得価格とし、譲渡時の時価に対して評価額を認識することになり、この譲渡損を相続税から遡及的に控除することを特例として認めているということになる。

当権利を意図的に利用して、相続後 12 か月以内に売却し、直後に買戻すといった行為は租税回避行為として禁止されている。

ii. 事業用資産に関する評価の軽減

一定の事業用資産の評価において、相続人もしくは遺言執行人からの要求がある場合、相続時の市場価格をベースに課税対象となる評価額を軽減する措置が認められている。

対象となる資産は、事業用資産(出資持分、不動産、事業設備等)と株式(上場・未上場)である。上場株式については 2 年以上の継続保有株主であり、かつ議決権ベースで過半数を保有する支配的株主である場合に限られる。未上場株式については 2 年以上(夫婦間で相続された株式は通算期間で 2 年以上)の継続保有要件のみで、支配的株主以外の保有分についても軽減が認められる。この特例の適用において、**Alternative Investment Market (AIM)**等の新興市場に上場されている株式は、未上場株式と見做される。したがって新興市場に上場しているような比較的中小規模、あるいは新規上場会社等の株式については、より広く評価軽減が認められ得る。なお、事業活動が投資等に限定されている資産管理会社等については対象外とされる。

iii. 一体化資産の評価の軽減

共有資産等、総体として一体評価される資産の場合、相続時の市場価格は被相続人の持ち分だけでなく、総体としての価値を按分する形で評価される。一方で、死亡日以降に売却される際には、必ずしも一

体化した資産としてではなく、部分的な持分が単独で売却され、そのために売却価格が相続時評価額よりも低くなる場合があり得る。そのような場合で、売却が相続発生から**3**年以内であり、かつ第三者への売却である場合に限り、売却時の単独資産としての価値を相続税の課税標準とすることを求める権利が認められている。権利の行使があった場合は相続税を再計算したうえで還付を受けることになるのが一般的である。実際の売却が相続税申告期限以前であれば、権利行使を当初申告と同時に言い、単独資産としての評価額を課税標準として相続税を計算することも可能である。

2.2 仏国における制度概要

仏国における相続財産の課税標準は、死亡日(相続発生日)の時価であり、原則として第三者に譲渡する場合の公正取引価格を時価として用いることになっている。申告期限は発生時から**6**か月と短く、相続税の納付については現金による一括払いが原則である。

a. 相続財産の原則的評価方法

i. 上場株式等の評価

死亡日の平均株価、もしくは死亡日以前の**30**日間の平均株価を死亡日の時価とする。

死亡日以降の株価変動等のリスクは、原則として相続人の負担すべきものとされている。

ii. 未上場株の評価

死亡日の時価は、財務情報等をもとに個別に算出する必要がある。相続人は計算明細書を提出することで根拠を自主的に示し、評価の妥当性について税務当局の首肯を得る義務を負う。

b. 相続財産の評価に関する特例

i. 中小企業の株価、および保有資産の評価に関する特例

未上場の中小企業の株価およびその保有する無体財産に関する評価については、事業継続性の観点からの評価軽減が認められている。例えば、被相続人が重要人物(**Key Person**)であった場合、業務遂行や取引関係への影響、顧客や取引先との属人的な繋がりの消失等を評価軽減の要素として取り入れることが認められている。

また、自営業者等の相続における事業資産(のれん価値、顧客資産、公的地位・公職、および世襲的な屋号等)の評価についても同様の評価軽減が認められ得る。

この特例は**2005**年**1**月以降の相続から適用可能となっており、死亡日以降の株価の下落に影響し得る要素を、相続税の課税価格に織り込むことを可能にしている。ただし、これは株価下落が、中小企業の創業者、幹部職、主要株主等の死亡に起因するものである場合に限定され、その他の外的な要因が反映され得るものではない。また、上場企業の株式やその他の資産の評価に適用される余地はない。

また、事業を継続しない前提で**6**か月の相続税申告期限内に当該株式等が譲渡された場合、その譲渡価格を相続税課税標準となる評価額とすることも可能である。そのような場合でも、重要人物の死亡による影響以外の外的な要因が譲渡価格に反映されていると考えられる場合には、税務当局の精査を受けたいうで、その影響部分は排除されることになる。

当該株式等が譲渡されず、相続発生後も事業を継続する場合で、重要人物 (**Key Person**) が役員保険等に参加していて、保険金により株価下落への影響が補填され得る場合には、評価額軽減の判断において考慮されることになる。

ii. 支払方法に関する配慮

延納や分割納付については、遺産執行人から要求があれば、当局による審査・事前承認を経て認められる。資力や流動資産の有無にする必要条件等は定められておらず、例えば金融危機や災害のような不可抗力に起因する株価下落が場合等は、延納や分割納付の要求は概ね認められると考えられている。仏国債による物納、もしくは納税額が **10,000** ユーロを超える場合、アート作品や収集品、不動産物件や森林・樹木等を公有財産化することによる物納も、例外的に認められる。(article 1716 bis of the FTC)

2.3 その他の国における概況

死亡日以降に発生する上場株式等の価格変動リスクが大きいことに配慮した特例は特に設けられていない国においても、上場株式等以外の財産評価を含め、より広い意味での納税者の負担軽減策は存在する。

米国の例として、相続発生日時価を原則としながらも、一定の株式等については相続発生日以降 **6** か月以内であれば選択的に評価基準日を決められるルールがある (**IRC Code § 2032 - Alternate valuation**)。また、非上場株式等については、関係者の死亡自体が株価に影響する蓋然性がより高いこと等に配慮し、株価評価における定性的な減額要素が定められている。例えば、被相続人が発行法人において重要なポジションにあった場合 (**Key man discount**) がある。また、少数株主であった場合 (**minority shares discount**) や流通性の低い株式である場合 (**Marketability discount**) 等も減額要素となる。

独国においては、不動産の利用権 (**Usufruct**) について、相続人である配偶者の年齢(余命)を考慮して課税価値を調整でき、当該配偶者が死亡した際には実際の利用期間(死亡時点の年齢)により、再調整することができる制度が設けられている。

3. 調査報告書の和訳

a. 英国調査報告書

1. はじめに

このメモランダムは、株式評価(下記 1. および 2.) に関する法令上の根拠および一般的な規定の主要な部分を記載したものとします。また、英国の相続税法における相続税上の遺産に係る軽減措置の適用(下記 3.) についても記載しています。

個人資産の死亡日における評価については、それぞれの資産の公開市場価格、すなわち、死亡日に公開市場で売却された場合に、各資産について適用されることが合理的に見込まれる価格を用いるのが一般的なルールとなります (IHTA 1984, s160)。

上場株式または公認のユニット・トラストのユニットなど一定の資産の評価については、特別な規定が設けられています。

この場合における株式は、次のカテゴリーに分類することができます。

- 公募ファンド(PTF)および上場ファンド(ETF)を含む上場株式
- 未上場株式

2. 株式評価

英国税務上、「上場有価証券」には、証券取引所またはその他認定された証券取引所に上場されているあらゆる株式および有価証券等が含まれます (IHTA 1984 s 272 inserted by FA 1987 Sch 8 para 17 および、1996年4月1日より効力を有する amended FA 1996 Sch 38 para 2)。PTF および RTF についても、上場有価証券に含まれると考えられます。

上場株式または公認のユニット・トラストの評価方法は簡潔で、死亡日における、認定された証券取引所が公表する株式相場表を参照します。

相続税上、「認定された証券取引所」が定義されているわけではありませんが、委員会は、次に掲げる取引所を認定された証券取引所とすることを認めています。

- (a) その所在する国の法律によって証券取引所と認められるもの
- (b) 証券取引所によるものと概ね同等の立会場を提供している取引所

唯一の軽微な難点は、証券取引所の株式相場表は、上場株式について一つの価額を提示しているのではないという点です。株式相場表は、すべての上場株式および有価証券に係る終値の“売値”および“買値”を公表しています。フィナンシャル・タイムズ紙での取引値は、仲値 (bid to offer spread) となります。

以下の通り、2つの価格が存在することから、2通りの計算を行い、いずれか低い値を選択します。

上場株式および有価証券

上場株式の評価は、下記のうちいずれか低い方の方法によることとなります。

クォーター・アップ法

この方法では、その日の終値の最安値から最高値までの金額から「クォーター・アップ」を算出します。例えば、株価が 72~76 である場合には、クォーター・アップは、 $(76-72) \div 4 + 72 = 73$ となります。

仲値法

この方法では、その日の取引価格の最安値と最高値の仲値を用います。上記の例によると、価格は 74 となります。

評価日が証券取引所の休場日にあたる場合には、直前の取引値または次回の取引値のいずれかのうち、納税者にとって最も有利な金額が使用可能です。また、値付けが必要なすべての上場株式について、同じ日を選択する必要はありません。

英国歳入税関庁(以下、「HMRC」)は、納税者により提供された上場株式保有に関する過程および価格を確認し、その価格が配当または利息を含んだものであるか、株式または権利の割当が遺産に反映される必要があるかどうかを確認します。

死亡日における価格が「配当落ち」である場合には、株式価格に対して一定の調整が必要とされます。すべての上場株式には、「配当落日」があり、当該期日は、配当を受ける権利の付与に関するカットオフポイントとなります。

死亡日において株式が「配当落ち」であるという事実は、相続税の計算に影響を与え、この場合、相続人が受ける正味配当金相当分を株式価格に加算することになります。

HMRC は、1000 万ポンドを超える上場株式の評価について、HMRC 内の株式評価部 (HMRC Shares and Valuation unit) への確認をすることなく承認することはありません。

未上場株式および有価証券

未上場株式および有価証券は、認定された証券取引所に上場されていない株式および有価証券と定義されています (IHTTA 1984 s 105 (1ZA))。

証券取引所に上場されていない株式の場合、容易に入手可能な市場価格がないため、評価が非常に困難なものとなりますが、一定の場合には、純粋に「買いたい人と売りたい人が値段を決める」こととなります。

評価方法

ベストプラクティスとしては、早期に株式評価の専門家を関与させることが堅実ではあります。未上場会社の株式の評価額については、所轄税務署から HMRC の株式評価専門部門 (HMRC's Specialist Shares valuation division) へ照会が行われます。

納税者側の株式評価の専門家と HMRC との間での交渉手続は、長引くことがよくあります。この時点では、株式の真の公正価値を得ようとするためには、会社の純資産または配当利回り、利益剰余金および収益性といった要素が考慮されるという点に留意しておくことで足ります。

検認上の株式の価値についても、保有割合に応じ、少数株主 (発行済株式総数の 50% 未満の保有) については相当の割引が許容されることがよくあります。近年評価が行われておらず、故人の資産が相続税課税を招く可能性がある場合は、会計士に評価の提供を依頼する必要があるかもしれません。

未上場株式に関して想定される評価額については、納税者と HMRC との間で合意に至らなければなりません。TGGA 1992, s273; IHTA 1984, s 168

なお、相続税の対象となる遺産の決定に際して検討すべき軽減措置があります。

3. 軽減措置

以下の通り、相続税負担を減少させる可能性のある軽減措置があります。

事業用資産の軽減 (BPR)

Ss103-114 IHTA 1984 において、1986 年 3 月 16 日以後に行われる価値の移転については、それが「関連事業資産」の全部または一部に係る価値の移転である場合、軽減措置が適用可能です。当該軽減措置は、このような資産に帰属して移転する価値対する減額割合を用いて行うものです。

「関連事業資産」の分類は、s.105 (1) as amended by FA 1987, Finance (No 2) Act 1992 and Finance Act 1996 に規定されており、次のものを含みます。

- 事業または事業持分を構成する資産(個人事業またはパートナーシップ等、法人化されていない事業に係る土地、建物、プラントまたは機械のようなすべての資産が含まれます)
- 移転の直前において未上場であり、かつ、(当該株式または移転させる者が有する他の株式と併せて)移転人が支配していた法人の有価証券
- 未上場株式
- 移転の直前において上場されており、かつ、(当該株式または移転人が有する他の株式と併せて)移転人が支配していた法人の有価証券
- 移転の直前において、そのすべてまたは大部分が、移転人が支配していた会社またはその者がパートナーであるパートナーシップによって行われていた事業に使用されていた土地、建物、機械またはプラント
- 移転の直前において、そのすべてまたは大部分が、移転人によって行われていた事業に使用されていた土地、建物、機械またはプラントで、その者が所有に関する受益権を有する財産 (Settled Property)。

未上場株式に係る BPR

下記の取扱いに基づき、取引価格のない会社の株式の移転については、100%の BPR が適用可能となります。勤務している株主および受動的株主(会社の役員または、フルタイム従業員である必要はありません)へ適用可能です。株式保有割合に下限はありませんので、あらゆる保有割合に適用可能です。無議決権および優先株式についても軽減措置の適用が可能です。

株式は、当該軽減措置の適用を受けるためには、移転/死亡の少なくとも2年前から保有されていなければなりません(IHTAs106, s107)。この2年間の保有ルールは、死亡直前に株式取得をした場合における軽減措置適用を防止するために設けられています。しかしながら、配偶者または事実婚のパートナーの死によって取得される株式(生前取得を除く)については、故人の所有期間も、2年間の最小所有期間の計算上含まれます(IHTA s108(b))。

株式が、株式交換、無償交付などキャピタルゲイン税上の株式資本の再編より取得された場合、当該新株式は、元の株式と同じ時に取得されたものとして扱われます。会社が事業上、追加資金需要を有している場合において、当該規定は、既存株主が2年の所有期間を満たさないことが想定されるときに、BPR を確保する機会を提供することがあります。

BPR の適用対象企業は、適格事業会社 (qualifying trading companies) と呼ばれます。そのすべてまたは主たる部分が、株式、有価証券、土地建物の売買、または投資の実行もしくは保有である事業は対象とされません。

上場株式に係る BPR

50%の BPR は、潜在的には、適格事業基準に該当するすべての上場株式に適用可能です。

上場事業会社の株式は、提供者がその会社の支配的議決権を有している場合に、事業関連資産として取り扱われます。会社の支配的議決権を持つためには、通常、提供者、普通株式の50%超を所有していなければなりません。一個人が上場企業の普通株式の50%超を保有することは、実際には非常に稀です。したがって、大多数のケースにおいて、上場会社の株式は BPR の対象とはなりません。

また、BPR の適用については、所有割合に加え未上場株式と同様の保有期間ルールの適用があります。

死亡日以降の評価軽減措置

前述の通り、相続税は死亡した日において故人が有する資産の正味価値に対して課されます。しかし、一定の場合において、死亡日以降に遺言執行人によって売却された遺産である資産の価格が低いときには、当該低い価格に置き換えることを要求することができます。

死亡日以降の評価軽減措置は、死亡日以降に発生する要因に対して適用されるもので、以下の3つの場合に適用を要求することができます。

1. 遺言執行人が死亡日から12ヶ月以内に上場株式もしくは有価証券を売却する場合(IHTA 1984, s179)
2. 遺言執行人が死亡日から3年以内に土地もしくは建物を売却する場合(IHTA 1984, s191)
3. 死亡日から3年以内に他の資産と共に評価されている一体化資産を売却する場合(IHTA 1984, s.176)

株式に関して行われ得る死亡日以降の評価軽減の要求は、以下の通りです。

- 遺言執行人が死亡日以降1年以内に上場株式、一定の投資信託またはオープン・エンド型投資法人の株式を売却する場合で、これらの投資の売却により損失が発生している場合、遺言執行人により要求が可能です。
- 損失の発生は、相続税上の遺産価値を減少させます。
- 死亡日の資産価額をもとに相続税が支払われているため、死亡日以降の評価軽減要求は、通常、相続税の還付を生じさせることとなります。
- 要求は、遺産に係る相続税の納税義務者によって行われます。
- 認容可能な損失を計算するには、遺言執行人は、死亡した日から12ヶ月の期間内に行われる上場株式、ユニット・トラストまたはオープン・エンド型投資法人の株式に係るすべての売却を考慮しなければなりません。期間中のすべての売却を考慮する必要があり、利益を生じるものについても含めなければなりません。
- 利益および損失が通算された後、12ヶ月の期間における売却により損失が発生している場合、遺言執行人は軽減を要求することとなります。
- 株式の売却対価が当該株式の検認値(the probate value: 検認された死亡日の時価)よりも低い場合、売却により損失が生じたものとされます。
- 遺言執行人は、死亡日における時価で株式を取得したものとみなされます。死亡日以降の評価軽減措置による救済の要求がなされた場合には、相続税上の財産評価額が減額後の価格に置き換えられ、かつ当該価格がキャピタルゲイン税上の取得価額となります。

租税回避防止策

遺言執行人が、相続税の還付を受けるために意図的に損失が生じている株式を売却し、その売却対価で直ちに株式を買戻すことを防止するための租税回避防止規定が存在しています。この場合、損失に制限がなされます。(IHTA 1984, s180)

遺言執行人により当該上場株式や公認のユニット・トラストのユニット等の買戻しがあった場合で、死亡日以降の評価軽減措置が適用可能な12か月間中に最終売却があった日から2か月間以内に買戻しがあった場合、譲渡損についての軽減措置の適用が制限されることとなります。

つまり、買戻し制限のある期間は、死亡日から12か月の軽減措置適用可能期間と、その後の2か月を含む期間ということとなります。対象期間中に遺言執行人が買戻した株式等に関する譲渡損はすべて制限

の対象となるため、これを加味して軽減措置の対象となる範囲を算出する必要があります。制限される場合の計算方法は下記の通りです。

$$\text{譲渡損} \times (\text{買戻し額} / \text{譲渡総額})$$

相続税は死亡日評価額に基づき算出され、仮納付されている場合が多いため、事後的に還付を受けることが一般的な手続きとなっています。

一体化資産の評価軽減措置

- 死亡日以降の軽減要求として、相続税上、他の資産と共に評価されている一体化資産の売却に関するものもあります。IHTA 1984, s.176
- 当該規定においては、以下の3つの要件を満たす場合に死亡日以降の軽減要求が可能とされています。
 - 遺言執行人が相続税上他の資産と一体として評価されている資産を売却していること。通常、関連資産であることを意味します。
 - 遺言執行人が死亡日以降3年以内に当該資産を関連しない第三者に売却していること。
 - 売却対価が、相続税を課された時における価格を下回っていること。
- 上記3つの要件を満たす場合、s.176による死亡日以降の軽減要求をすることが可能となります。
- 遺言執行人がs.176による要求を行った場合、当該資産に関して、当初相続税が課されていた価格が相続税の計算から除外されることとなります。代わりに、遺言執行人は当該売却資産の単独または分離された価格に置き換えることとなります。
- ここでいう単独の価値とは、関連資産ルールを考慮しない場合における当該資産の死亡日における価格をいいます。

上記の取扱いは、現行の法令に基づくものです。

b. 仏国調査報告書

仏国の相続税上、株式の移転に適用される一般的な評価ルールならびに小規模および中規模の企業（以下「中小企業」）の未公開株式または無形資産が、当該中小企業の創業者または幹部職の死亡により、その死亡日から6ヶ月以内¹に移転する当該資産の価値に有害な影響を及ぼした場合における状況下で適用される特定の緩和措置について、下記をご参照ください。

1. 相続による株式の移転時の評価において適用される一般的なルール

1.1. 原則：死亡時の株式の公正な市場価値

¹ *Delay imposed by French law on the heirs to file the inheritance tax return*

仏国税法(French Tax Code、以下、「FTC²」)第 666 条により、仏国の相続税法の対象となる故人の資産が相続により移転する場合は、死亡日の公正な市場価値により課税されます。

故人が仏国に居住していた場合、相続人は、場合によっては仏国の公証人の助力を得て、その死亡日から 6 ヶ月以内に仏国の税務当局に相続税申告書を提出する必要があります³。

課税事由(つまり死亡)が生じた時の公正な市場価値は、通常、もし資産が死亡した日に第三者に譲渡されたならばその者が受けることができる売却価額と定義されています。

この原則的ルールの結果、仏国の相続税上、課税事由が生じた後に生じたいかなる資産価値の減少(金融危機等)も、課税価額の調整として考慮され得ません。

相続により移転する株式の公正な市場価値を決定する方法は、その株式が上場されているか否かによります。

1.2. 上場および未上場株式の評価方法

株式が上場されているか否かに応じて株式を評価するための特定の評価ルールが FTC において特別に規定されています。

1.2.1. 上場有価証券(株式、公社債、集団投資ファンド持分、ETF 等)

これらは死亡した時点での平均的な時価として、死亡日前 30 日間の平均的な時価または死亡日の平均的な時価のいずれかにより申告されなければなりません⁴。

このルールは課税事由が生じた後に、金融危機により価値の急落が引き起こされるような場合にも覆される事はありません。実際に、課税事由発生後に生じた清算または売却により有価証券の価値が確定したとしても、それが考慮されることはありません。

特例(パラグラフ 2)を除く一般的なルールとして、死亡により故人の資産が相続人へ移転するという民法上の立場同様、当該死亡時の評価原則が覆されることはありません。

民法と税法で異なる立場を取ることは不適合を生じさせます。また、仏国の税務当局は課税事由が生じた後のいかなる価値の減少についても、斟酌する必要はありません。

しかしながら、仏国の税務当局は租税の分割による延納についての相続人による要請については、可能な限りで好意的に考慮することを表明しています⁵。

結論として、仏国の相続税において、上場有価証券に関する死亡時の評価原則に対する緩和措置は、存在していません。

1.2.2. 未上場有価証券

² *Code Général des Impôts*

³ *Article 641 of the FTC*

⁴ *Article 759 of the FTC*

⁵ *Rep. Cousin : deb. AN December 3, 2008, p. 8032*

未上場有価証券は、相続税申告書において見積られ、詳述された相続人の申告に基づき、仏国の相続税が課されることとなります。

これらの資産は一般的な評価の原則に基づき、死亡日の公正な市場価値により評価されます。

これらの公正な市場価値を決定するために、様々な方法を用いることが可能です (EBITDA や利益などの会社の財務数値を基礎とした数理的アプローチおよび比較法など)。

相続税申告書の中での相続人による評価報告は、相続人の自主申告により、その責任の下で行われます。仏国の税務当局は、調査の過程で、申告された価額が公正な市場価値を反映しておらず、単に都合の良い価値であると証明できるような場合には、相続人により報告された公正な市場価値について異議を唱える場合があります。

死亡時の移転資産の公正な市場価値によるという当該一般的評価原則は、不動産や動産など、他の種類の資産にも適用されます。

2. 一般的評価ルールについての特例

FTC 第 764 条 A において、中小企業において事業を遂行している創業者の死亡または幹部職の死亡が、会社の適切な機能を永続的に損ない、それが当該企業の成績に影響し、かつ、持続的な成長を妨げる場合、死亡時の故人の資産を構成する中小企業の未上場株式および無形資産に係る評価の一般的な原則を緩和する措置が設けられています。

当該仏国税法上の規定は、2004 年 12 月 30 日付 Finance bill 2004-1485 の 98 条において施行されており、2005 年 1 月 1 日以降に生じた相続について適用されています。この例外規定は、仏国税務当局による公式なガイドラインの中でコメントされています⁶。

この例外規定の趣旨は、創業者または幹部職だった個人の死亡が、相続人に移転される資産の公正な市場価値に真に影響を与える場合には、中小企業の有形固定資産および未上場株式について人的要素 (*intuitu personae*) を反映させることにあります。

一定の条件を満たし、かつそれが正当であるとされる場合には、相続人は課税事由 (死亡) 発生時から相続税申告の期限までの 6 ヶ月の間に生じた、死亡に起因する資産価値の下落について、考慮することができる場合があります。

この例外は創業者、幹部職および一定の会社の株主の相続にのみ適用されます。

2.1. 創業者および幹部職に関する条件

2.1.1. 個人の事業として保有されている中小企業、のれん、顧客資産、公的地位や公職の移転

故人が個人として事業を行っており、仏国の規制の下でそのような活動を行うことに正当な資格を有している必要があります (例: 登録事業者、弁護士など登録された専門家、医師、建築家、または政府機関に認可されている者)。

2.1.2. 中小企業の未上場株式の移転

⁶ *Inst. April 3rd, 2006, 7 G-2-06 n°1 ; BOI-ENR-DMTG-10-40-10-40 n°160 (BOFiP)*

故人が以下のいずれかに該当する個人でなければなりません。

- SARL, SCA, SAS, SA⁷のような法人税を支払う(導管体ではない)企業として組織された中小企業の幹部職
 - SNC, SCS, EURL, SC⁸または SCP のような導管体として組織された中小企業の株主のうちの一人

2.2. 相続により移転された資産に関する条件

当該規定の対象となる資産は、以下の通りとなります。

- 死亡した創業者が個人企業として直接保有していたのれん、顧客資産、公的地位や公職のような無形資産
- 事業を行っている導管体または導管体ではない企業(世襲的に不動産または金融証券を保有する職業として行われる世襲的活動には該当しない、商業、産業、農業、独立したまたは職人としての活動を実行している中小企業)に属する故人に保有されていた未上場株式

2.3. 移転資産に影響を与える価値の減少に関する条件

故人の相続人は死亡した日から法定の6ヶ月の延長期間内に、移転した資産の内容および価額について申告する必要があります。無形資産および未上場株式の価額は、相続税申告書において見積られ、詳述された相続人の申告に基づき決定されます。申告内容については、後日仏国の税務当局により調査され、異議を唱えられる事があります。

- 第1として、相続人が譲渡された資産に関する事業活動を継続する能力がない、または希望していないため、結果として6ヶ月の延長期間内に資産が売却された場合。
- 第2として、創業者または幹部職の死亡にも関わらず、相続人に事業活動を継続する能力がある場合。

2.3.1. 第1の状況:相続人は事業を継続せず、関連資産が6ヶ月以内に売却された場合

この場合、仏国の相続税上、その売却価額を当該資産の課税標準としてもよいとされます。ただし、仏国の税務当局は、調査により、売却価額の評価が不十分であることにより不備があることを論証できる場合、特に死亡に関係ない事由により死亡した時の公正な市場価値を下回る価額による売却が生じている場合は、その価額に異議を唱える権限を有しています。

2.3.2. 第2の状況:相続人は創業者または幹部職の死亡後も事業を継続する場合

⁷ *Société à responsabilité limitée, société en commandite par actions, société par actions simplifiée, société anonyme, etc.*

⁸ *Société en nom collectif, société en commandite simple, sociétés en participation, sociétés créées de fait, entreprises unipersonnelles à responsabilité limitée, sociétés civiles y compris professionnelles, etc.*

評価上、死亡事由の発生は、一連の異なる基準(事業活動の分野、活動内容、地理的位置、無形資産を保有していることが死亡した創業者または幹部職に個人的に関連しているか否か)で分析される必要があります。

価値の減少は、事業上の収益性を下落させる活動、顧客、顧客グループに起因している場合があります。しかしながら、創業者または幹部職が新たに採用された個人に交代させられなければならないという事実は、そのみで損失を正当化するには十分ではありません。

相続人は、故人の存命中または死亡後 6 ヶ月の延長期間内に生じた仕事量、会社内での異なる役割の実行、死亡した個人に係る特別な技能、知識および蓄積されたノウハウなど様々な要素により、収益性が喪失し、相続税申告書における下方修正を適用することについて、証明する権限が与えられています。

(価値の下落を考慮に入れた)死亡後の無形資産および中小企業の未上場株式の価値は会社の数理的な評価(EBITDA、再評価純資産価値)または利益法により決定することができます。相続税申告書において報告された価値についての追加的な引き下げは適用されません。

仏国の税務当局は、創業者または幹部職の死亡前に存在していた損失を賠償または補償するためのキーパーソン保険の適用により相続人に保険会社から補償金が支払われる場合、移転資産の価額について、仏国の相続税上、下方修正の影響を受けないものとしています。

この点について、死亡時にキーパーソン保険に加入していたかどうかについて、相続人は相続税の申告書において申告する必要があります。

いずれにせよ、創業者または幹部職の死亡に関連して譲渡資産の価値の減少および永続的な収益性の喪失または事業発展に関する減損の成長が損なわれたことの証明は、相続人によって行われる必要があります。

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパーズ、及びその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

©2016 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

本書において、PwCとは、PwC税理士法人、または、プライスウォーターハウスクーパーズ インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。